

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長野県は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

長野県知事

公表日

令和4年8月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者福祉法による身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき、身体障害者手帳の交付に係る事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">新規申請に関する事務<ul style="list-style-type: none">申請書を受理し、システムに入力する。診断書等により障害程度を審査し、身体障害者手帳の交付の可否を決定する。手帳に該当した場合は身体障害者手帳を交付する。手帳に該当しない場合は却下決定通知を发出する。再交付申請に関する事務(障害程度の変更)<ul style="list-style-type: none">申請書を受理し、システムに入力する。診断書等により障害程度を審査し、身体障害者手帳の再交付の可否を決定する。手帳に該当した場合は、再認定通知を发出する。また、当該再交付申請は非該当であるが、他に障害認定を受けている場合は、身体障害者手帳を再交付する。手帳に該当しない場合は却下決定通知を发出する。再交付申請に関する事務(破損、紛失等)<ul style="list-style-type: none">申請書を受理し、システムに入力する。身体障害者手帳を再交付する。氏名、居住地の変更に関する事務<ul style="list-style-type: none">届出を受理し、システムに入力する(交付台帳の整理)。返還に関する事務<ul style="list-style-type: none">対象者が死亡、非該当になった場合、届出及び手帳を受理(市町村)し、交付台帳から削除する。
③システムの名称	中間サーバー、統合利用番号連携サーバー、身体障害者手帳交付事務システム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 11の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>【情報照会の根拠】 なし</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長野県立総合リハビリテーションセンター
②所属長の役職名	センター 所長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁4階 長野県健康福祉部障がい者支援課 電話 026-235-7104(直通)
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月26日	Ⅱ-1・2 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更該当しない。
平成31年4月26日	Ⅳリスク対策	なし	全追加	事後	様式変更によるもの
令和2年9月10日	Ⅱ-1・2 いつの時点の計数か	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事後	評価書見直しに合わせた計数の日の変更であり、しきい値判断にも変更はないため、重要な変更該当しない。
令和2年9月10日	I-4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二の16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第53条	評価書記載のとおり	事後	
令和3年11月1日	I-3. 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一11項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条	評価書記載のとおり	事後	
令和3年9月1日	I-4. ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7項 別表第二10の項、14の項、16の項、16の2の項、20の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項及び116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、同条第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号ト、同条第6号ヘ、同条第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、同条第2号イ、第22条第1号イ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号ハ及び同条第7号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、同条第2号、第53条第1号ハ、同条第2号ロ及び同条第3号イ、第55条第1号ト、同条5号イ、同条第6号二、同条第11号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から第5号まで及び第6号のト 【情報照会の根拠】 なし	評価書記載のとおり	事後	
令和3年11月1日	Ⅱ-1・2. いつの時点の計数か	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事後	
令和3年11月1日	Ⅳ-6.	[○]接続しない(提供)	評価書記載のとおり	事後	
令和3年11月1日	Ⅱ-1・2. いつの時点の計数か	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事後	